

令和8年2月25日

第32回村上市農業委員会会議録

第32回村上市農業委員会総会を令和8年2月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	4番	高橋大亮
5番	遠山和孝	6番	遠藤俊樹
7番	斎藤博	9番	阿部正一
12番	船山寛	13番	島田幸男
14番	田村昭一	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	17番	佐藤健吉
18番	大倉毅	19番	富樫与志栄

2. 欠席委員は次のとおりである。

8番	稲葉浩之	10番	佐藤昌夫
11番	板垣栄一	20番	富樫あゆみ

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について  
議案第4号 事業計画変更承認申請について  
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局次長 中村  
事務局副参事 園部

中村次長

お疲れさまでございます。定刻前ではございますけれども、本日も出席予定の皆様方おそろいではございますので、ただいまから総会のほう始めさせていただきたいと思うんですが、1点、開会の前に先立ちまして報告がございまして。皆様方の机のところに追加議案1件ございましたので、本日併せてご審議いただきたいと思います。追加されたものは、議案第4号の事業計画変更承認申請です。よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから第32回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は4名です。議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号10番、佐藤昌夫委員、議席番号11番、板垣栄一委員、議席番号20番、富樫あゆみ委員となっております。よって、本日の出席委員は16名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

中村次長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第32回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号4番、高橋委員、議席番号7番、斎藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明をいたします。

1ページを御覧ください。今月は、贈与が2件、売買が4件、合わせて6件でございます。

それでは、番号1番から贈与案件でございます。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積147平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、譲渡人が管理できないことから、協議の上、贈与が決まったものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積225平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人と譲受人は兄弟関係にございまして、兄である譲渡人が県外に住んでいるため、弟である譲受人が実家と自宅裏の申請地を管理していることから、贈

与が決まったものでございます。

続きまして、番号3番からは売買案件となります。番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、畑1筆、地積合計1,183平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積982平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、畑1筆、地積合計2,208平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積86平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、位置の説明をいたします。3ページを御覧ください。こちらは、山北地区大毎集落でございます。図面中央上部から左下にかけて国道7号が走っており、上部に行けば山形方面、左下は蒲萄方面となります。図面中央が大毎集落でございますが、集落の中央にある赤線で囲まれました1筆が議案第1号、番号1番の位置図となります。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは、村上地区飯野1丁目でございます。図面中央やや右上に村上市役所があり、市役所の下には村上税務署がございます。また、中央上部から下部にかけて一般県道村上神林線が走っており、交差するように南線が走っております。図面中央のやや下にあります赤線で囲まれました1筆が議案第1号、番号2番の位置図となります。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらは、神林地区宿田集落でございます。図面中央上部から下部にかけて国道7号が走っております。また、中央上部にJR平林駅がございます。国道7号の左が宿田集落となりますが、集落付近にある2筆と7号から右側にあります1筆の赤線で囲まれました3筆が議案第1号、番号3番の位置図となります。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらは、荒川地区中倉集落でございます。図面右側上部に一般県道坂町停車場金屋線が走っております。図面中央付近が中倉集落となりますが、集落の下にあります赤線で囲まれました1筆が議案第1号、番号4番の位置図となります。

続いて、7ページを御覧ください。こちらは、神林地区塩谷集落でございます。図面右側中央から左にかけて堀川が流れております。また、右側中央には平林小学校がございます。図面中央付近が塩谷集落となりますが、集落の左手にあります赤線で囲まれました3筆が議案第1号、番号5番の位置図となります。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは、神林地区北新保集落でございます。図面右

側上部から左下にかけて国道345号が走っております。また、右側上部に消防神林分署と、向かいには大池がございます。図面中央下が北新保集落となりますが、集落内にあります赤線で囲われました1筆が議案第1号、番号6番の位置図となります。以上で場所の説明を終わります。

説明いたしました6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

ただいま説明のあった件につきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

9ページ御覧いただきたいと思っております。番号1、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、下新保区として譲り受ける形になります。土地につきましては1筆、1,020平米、転用目的は避難所及び駐車場となっております。契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。農地区分といたしましては第1種農地、備考としましては、下新保集落の公民館は災害時の第1次避難場所として指定されているが、十分なスペースがない。そのため、申請地を避難場所及び駐車場として使用するため転用を申請するものです。なお、申請地の周辺は住宅が連たんしており、集落に接続して設置するものです。駐車場28台分となっております。この案件は、令和7年の1月に農振除外の意見書を交付した案件となっております。

続きまして、番号2、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、7,415平米、転用目的、砂利採取、契約の種別は賃貸借、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては、一時転用、利用期間は許可の日から令和9年9月15日まで、全体計画は18,266平米、うち農地が18,253平米、その他が13平米となっております。関係者は3名でございます。

次のページ御覧いただきたいと思っております。番号3、貸人、〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇ほか2名、借人が番号2と同じでございます。土地につきましては2筆、10,838平米、転用目的以降は

番号2と同じでございます。

続きまして、位置について説明いたします。11ページが番号1番の案件となります。図面中央にある集落が下新保集落でございます。図面右上から左下方向に通っているのが県道高根村上線、図面下段中央よりやや右側にあるところが申請地となっております。

続きまして、次のページ、12ページ御覧いただきたいと思っております。番号2、3の案件でございます。図面下段にある集落が鳥屋集落です。図面右上に荒川が流れております。図面中段にあります3筆が申請地となっております。

説明は以上です。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告を願います。

13番、島田委員。

島田幸男委員

報告します。朝日地域農地転用等現地調査の報告をいたします。朝日地域では、農地法第5条申請のありました案件につきまして、2月13日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、午後3時に朝日支所の小会議室において、農業委員5名、推進委員5名、事務局から中村次長と田島主査が出席して、事務局より申請内容について説明を受けました。この転用申請は、令和6年度に農振除外に伴う意見書を交付した案件であり、申請地が先月、農振除外になったことから、このたび転用を申請するものであります。下新保の公民館は、災害時の第1次避難場所に指定されておりますが、施設が狭く、避難訓練のときには周囲の空き地を借りて実施しておりました。しかし、訓練時にお借りしていた土地に住宅が建つ計画となったことから、早急に避難場所を確保する必要になり、周囲で土地を探していたところ、条件に合う土地が申請地しかなかったことから、転用申請することになったとのことです。施設には汚水等が出る設備はなく、雨水排水については農業用排水路へ接続することで了承を得ております。また、申請地に隣接する農地はあるものの、建物の建設はないことから、日照や風通し、通風に関しては影響ありません。

以上のことから、このほどの転用申請については、朝日地域としてはやむを得ないとの意見となりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

続いて、議案番号2番、3番について報告を願います。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

4番、高橋です。農地法第5条申請の議案番号2、3につきまして、2月10日火曜日午後1時半から荒川支所において、農業委員2名、推進委員3名と中村次長が出席し、事務局より説明を

受けて、その後、現地に移動して、申請者である〇〇〇〇の〇〇〇〇さん立会いの下、調査を実施いたしました。今回申請する案件は、令和6年の8月に転用申請した箇所であり、当初計画では来月の15日に完了する予定でしたが、掘削作業が遅れたことから、砂利採取法の手続と併せて改めて申請することになったとのこと。申請者は、現在、同地区内において当該箇所も含めて3か所、砂利採取を行っておりますが、地域住民や農業者からの苦情もなく実施しております。これから春作業が始まり、車両の往来が増えることから、引き続き大型車の運行には十分注意することや、施設内の草刈りの徹底を図るように指導し、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたします。  
事務局から説明願います。

園部副参事

それでは、13ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきましてご説明をいたします。

今月は、使用貸借の設定が11件、賃貸借が58件、合わせて69件でございます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定でございます。番号1番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積651平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間であります。

以降、15ページ、番号11番までが使用貸借の設定でございます。

続きまして、15ページ、番号12番からは賃貸借の設定でございます。番号12番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積699平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、借賃は10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

以降、30ページ、番号69番までが賃借権の設定でございます。

以上で説明を終わります。

石山会長

それでは、議案番号1番から69番まで審議していただきますので、私、議事に参与できませんので、佐藤健吉委員に議長をお願いし、退席いたします。

(1番 石山 章君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、会長に代わりまして私のほうから進行させていただきます。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について、最初に16ページの番号15と16番について、議席番号2番の大野委員が関係ありますので、退席をお願いします。

(2番 大野 章君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、番号15、16番について議題といたしまして、意見、質問のある方ございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

特に発言ないようですので、番号15番、16番について意見なしとすることで決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

ありがとうございました。

(2番 大野 章君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、大野委員、番号15番、16番、意見なしとすることで決定いたしました。

それでは、番号1番から69番まで、今承認いただきました、意見なしをいただきました番号15番と16番を除いて審議に入ります。ご意見、ご質問のある方おりませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

しばらくして意見がないようでありますので、番号1番から番号69番まで、利用権の設定について、意見なしとして意見書を交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

ありがとうございます。

それでは、番号1番から69番までの利用権の設定は、意見なしとして意見書を交付します。

(1番 石山 章君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

会長、番号1番から69番までの利用権の設定は意見なしとして意見書を交付することといたし

ました。

石山会長

次に、議案第4号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

中村次長

別にお配りしました紙ベースのほうを見ていただきたいと思います。表紙には議案第4号というところに追加されております。

1枚おめくりいただきたいと思います。議案第4号 事業計画変更承認申請について説明させていただきます。番号1、当初計画者、〇〇〇〇、土地の表示が3筆、11,992平米となっております。移転内容は期間の延長、変更目的及び内容につきましては、申請地は令和6年5月20日付村農委第1003号により農地法第5条の許可を受け、砂利採取に着手しました。その後、計画どおりに埋め戻し作業も完了しましたが、耕作者との立会いを実施したところ、田面が当初より低くなっているとの指摘を受けました。そこで、事業計画変更承認申請をし、期間を延長するものです。転用期間、変更前が令和6年5月20日から令和7年11月15日、変更後は令和6年5月20日から令和8年5月29日となっております。

こちら、始末書添付案件となっておりますので、位置の説明をする前に始末書を報告させていただきます。添付はしておりませんので、すみません、お耳を拝借したいと思います。〇〇〇〇の〇〇〇〇より始末書が出ております。

今回の砂利採取計画どおりに完了できなかったことについてご説明いたします。採取期間内に一旦作業を終えましたが、耕作者から説明された計画どおりの田面になっていないとの指摘がありました。この原因は、昨今のダンプトラック台数不足のため、当初の埋め戻しの計画より遅れてしまい、現場の高さ管理が不十分のまま復田作業を完了させたのが原因です。その指摘を受け、早急に表土の剥ぎ取りを行い、埋め戻しのやり直しを始めましたが、結果として、工期を終えているにもかかわらず作業が続いてしまいました。今後の復旧作業については、天候との兼ね合いを図りながら、良質土にて埋め戻しを早急に行います。今後の再発防止策としまして、工程管理、施工管理、高さ確認、安全管理を常務取締役並びに荒川工場工場長が念入りに監視しますということでございます。

それで、当方から書類を持ってきたときに話しさせていただきました内容としましては、転用許可を受けた内容から変更があった場合には、勝手な判断せずに、すぐに農業委員会へ相談するよう指導しましたし、工程管理、施工管理は当然のことながら、地域における砂利採取においても、他の実施箇所の工程、進捗状況を確認しながら申請するようにと指導いたしました。

以上が始末書でございます。

続きまして、次のページ御覧いただきたいと思います。位置についてでございます。図面中央

よりやや左側に鳥屋集落がございます。図面右上には、あらかわゴルフ場が少し映っております。図面中心部にある集落の右隣のところの3筆が申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、これも現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

4番、高橋です。このたび追加議案で審議いただく議案第4号 事業計画変更承認申請につきまして、さきの議案第2号、農地法第5条の申請の現地調査と同じ日に現地調査を実施しましたので、報告します。

今回申請する案件は、令和6年4月に転用申請したものであり、当初計画では去年の11月15日までの期間で許可を受けたものであります。今回の申請に至った経緯について確認したところ、転用目的である砂利採取は計画どおりに終わり、復旧後に耕作者のほうに確認してもらったところ、田面の高さが当初より低くなっているとの指摘を受けたため、再度田面を掘り起こし、盤から造り直すことになったとのことでした。本来であれば、一時的とはいえ農地として使用できない状況になるのであれば、農業委員会へ相談し、指示を仰ぐべきところではあったものの、転用事業については完了していたことから、手続は不要と勝手に判断し、作業を続けてしまったとのことでした。今後の工程としましては、順調に作業が進めば3月までには田面まで完成するとのことでありましたが、余裕を持った期間としたほうがよいのではと指導し、このたびの期間となっております。そこで、指摘後、速やかに農地法の申請手続を行ったこと、また残りの工期が短いことから、本申請について、当地域としまして委員全員でやむを得ないとし、許可すべきものの意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは、ただいま説明、報告のあった件につきまして質疑に入ります。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部です。これ工期が11月に終わっているわけですね。なぜここで完了届が出てこなかったかというものの歯止めが必要だし、何か月たっても事業計画変更出せばいいのかってなってしまうわけです。その辺はきちっとしておかなければ、まだ期限が来たのに出さないよって事務局から一報を出すか、その歯止めというのはどっちも必要ではないかと思います。そういうことで、今後こういう事態が起こらないように、ただ許可取ってしまえばいいんだという頭だし、だから何か所もやっていたらこういうことがまた起きると思います。そういうことで、気をつけていただくということを戒めでやって。あえてできるのであれば12月でこれを出せば理屈も通っ

たんでしょうけども、3か月も遅くなってから出すというのはちょっと変だなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

中村次長

ご指摘のとおりで、当然業者のほうに注意するものもありますし、事務局として現場のほうをやっぱり確認しなければいけないんだなということも思いましたし、申請がない場合にはやはりこちらのほうから催促するという。永久転用であれば、大体、家建ったらすぐ上がってくるんですけど、今回の一時転用の場合は、ただだらとと言うと変ですけど、農地に戻るものですから、ちょっと私のほうでも、あと冬期間ということもあって、ちょっとおろそかになった部分がございます。今後こういったことのないように注意したいと思います。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第4号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

本日の予定した議案は以上であります。皆様方から議案について何かあれば。

(発言する者なし)

石山会長

なければ、引き続き協議、連絡事項に入りますが、よろしいですか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和8年2月25日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員  
委 員